

地域を支える小規模事業者等の皆様へ

「小規模事業者持続化補助金」 が拡充されます

持続化補助金で販路開拓！！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上額】

50～200万円

⇒ 令和4年度第2次補正予算より、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。
(最大250万円) (詳細は、裏面をご確認ください)

【補助率】

2 / 3 (賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は3 / 4)

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置



令和4年度第2次補正予算において、「一律に50万円の補助上限上乗せ」をします(最大250万円)。

※2023年2月までは、現行のインボイス枠を継続します。

免税事業者からインボイス発行事業に転換する事業者(インボイス転換事業者)を対象に、**全ての枠で一律に50万円の補助上限を上乗せ**し、販路開拓(税理士への相談費用を含む)を支援します。

	通常枠	特別枠				インボイス枠
		賃金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠	
インボイス 転換事業者	100万円	250万円				100万円
上記以外の 事業者	50万円	200万円				-
補助率	2 / 3	2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者の場合3/4)				

インボイス特例

【現在（第11回）の申請要件】

- 賃金引上げ枠 ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者
- 卒業枠 ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者
- インボイス枠 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行登録をした事業者
(令和4年度第2次補正よりインボイス特例を導入。その際にインボイス枠は終了)

※赤字記載箇所は、令和4年度第2次補正予算による拡充内容。

※令和元年度・3年度補正予算事業において、「インボイス枠」で採択された事業者は、令和4年度第2次補正予算における補助上限上乗せ(インボイス特例)の対象外です。

事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を増設**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

<今後のスケジュール>

- 令和元年度・令和3年度補正予算
2023年2月20日(月) 第11回公募締切
- 令和4年度第2次補正予算
準備が整い次第、公募を開始。(詳細は、順次公表いたしますので、下記HPにてご確認ください)

事務局HP :



商工会地区HP

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。



商工会議所地区HP

03-6632-1502



jGrants
(ID取得)